

様式第 1 号（第 4 条関係）

空き家バンク登録（更新）申請書

年 月 日

東松山市長 宛て

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号

東松山市空き家バンク事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定める制度の趣旨等を理解し、下記の事項を承諾の上、要綱第 4 条第 1 項の規定により空き家バンク登録台帳への登録（更新）を申請します。

記

- 1 空き家の売却又は賃貸の交渉の媒介を、要綱に基づき市が協定を締結した公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部の会員である宅地建物取引業者（以下「宅地建物取引業者」という。）に依頼すること。
- 2 市が、申請者及び空き家の情報を、1 の協会及び宅地建物取引業者に提供すること。
- 3 市又は宅地建物取引業者が現地を調査すること。
- 4 別紙、空き家バンク登録カードに記載した情報及び現地調査による情報等のうち、要綱第 8 条各号に掲げる事項を、市ホームページ等により公表すること。

備考 1 市では、情報の提供や必要に応じて連絡調整等を行いますが、売買又は賃貸借に関する交渉、契約等に関しての媒介は、宅地建物取引業者が行います。なお、宅地建物取引業者の媒介には、宅地建物取引業法等で規定された報酬が発生しますので、直接宅地建物取引業者にお支払ください。

- 2 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定の趣旨に基づき、申請に係る個人情報は、この事業の目的以外に利用しません。